

自治会等における各種行事・イベントの開催ガイドライン

令和4年6月1日 地域振興課

○このガイドラインは、自治会等が主催し、地域で行う主に小規模な行事・イベント（以下、「地域イベント」という。）を実施する際の新型コロナウイルス感染防止対策を示すものです。

【地域イベントの例】

各種の会合、自治会まつり、餅つき大会、子ども会のイベント、盆踊り、文化イベント、クリスマス会等

○地域イベントであっても、参加者が5,000人を超えるイベントを開催される場合は県に事前相談を行ってください。

※今後の市内・近隣市などの感染状況等により国・千葉県の方針が変更された場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

1 企画・準備

（1）会場規模と開催内容

地域イベントの開催にあたっては、会場の広さにあわせたイベントの開催内容や例年より広めの会場を選ぶなど、来場者の密集を回避する対策を検討してください。

また、飛沫感染を防ぐため、人と人との間隔（フィジカル・ディスタンス）の確保が必要です。

※県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベント開催に制限が設けられる場合があります。イベント開催にあたっては、市及び県のホームページ等を確認し、開催の是非を判断してください。

（2）イベントの企画

イベントを開催する場合は、イベント開催による感染拡大があり得ることを踏まえたうえで、従事者の確保、参加者数、開催時間の指定や短縮などを検討してください。また、カラオケ大会など、感染リスクが高まるイベントは、別途「浦安市の公共施設におけるカラオケ活動の実施に伴う新型コロナウイルス感染防止マニュアル」を参照し、対策してください。

イベントの企画にあたっては、次のようなことを事前に確認し、基本的な感染防止対策を実施してください。

- ① 屋内会場の換気設備や窓の配置の点検・確認
- ② 会場の広さ、参加者の動線の点検・確認
- ③ 会場が求める新型コロナウイルス感染防止対策の理解・実施
- ④ 開催案内を行う場合は、感染防止対策の実施と実施内容への協力の周知・徹底
- ⑤ 緊急時（体調不良者発生時）の対応方法・シミュレーションによる体制構築

2 各種イベントに共通する対策

(1) 換気方法

【屋内】

- ・換気設備を常時稼働し、定期的に扉や窓を開けるなど会場全体の換気を徹底する。
 - ▶換気回数や換気時間を予め設定（1時間に2回以上、1回に5分以上）
 - ▶空気の流れる吸込口（入口）と吹出口（出口）を意識した空気の入替え
 - ▶扇風機、サーキュレーターで空気の入替え促進、奥まった部分への新鮮な外気の送風
 - ▶準備や片付けの時間は大きく窓を開けるなど、十分な換気の実施

(2) 消毒

- ・施設や会場の出入口等にアルコール消毒液を設置し、参加者に手指消毒を行うように掲示するなど、手洗い・手指消毒の呼びかけを行う。
 - ▶手指消毒の代わりにハンドソープを使った手洗いも有効
- ・ドアノブ、水栓、マイク、放送機器、共用する器具等の多くの参加者が触れる部分は定期的に拭き取り清掃・消毒を行う。
 - ▶消毒薬は用途に応じた適切なものを選択、使用方法の確認

■参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ

「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(3) 人と人との間隔（フィジカル・ディスタンス）の確保

- ・行列が想定される場所では密集して並ばないように、床にテープを貼ることで目安を示すなど距離をとっていただくよう掲示・声かけを行う。
 - 例：受付、会場入口、トイレ、屋台の前、抽選会場
- ・受付や会計など参加者と対面となる場所では、透明ビニールカーテン等で仕切りを設置するなど、参加者と直接対面になることを避ける。
- ・トイレ前やイベント終了後の出口などで参加者が密集しないよう掲示や放送などの呼びかけのほか、可能であれば入場口の増設や時間差の入場を実施するなど密集を回避するための対策を講じる。

(4) 参加者への案内

- ・発熱や咳、咽頭痛等の症状のある参加者には来場しないよう呼びかけ・掲示を行う。
 - ▶可能であれば非接触型体温計で参加者に体温測定実施を検討
- ・参加者が騒いだり、大声を出したりしないよう呼びかけを行う。
- ・接触確認アプリ（COCOA）の利用を呼びかけるポスター掲示の対応を行う。
 - ▶可能な限り参加者の氏名、緊急連絡先を把握
- ・想定した集客数を超える入場にならないよう、入場制限の実施について対応する。
- ・以下内容は参加者を募集するポスター、チラシ、回覧文書にも記載し、事前に参加者に周知する。

【屋外】

- ・次のとおり千葉県の「屋外におけるマスク着脱の実践例について」及び浦安市の「屋外におけるマスクの着用について」に従うよう周知する。

<屋外においてマスクを不要とする場合>

○マスクなしで問題ない場合

- ・一人で行動するとき

▶散歩、ペットの散歩のとき、徒歩で移動しているとき、自転車で移動しているとき

*マスクは携帯し、人と会話するなどの場面では、マスクを着用できるようにする。

○熱中症などを考慮し、注意しながらマスクなしを積極的に考える場合

- ・屋外で活動・作業をするとき

▶運動、農作業、工事現場での作業など

*周囲の人との距離が十分（2m、最低でも1m）に確保できない場合は会話をしないこと。

*屋内に入るときに、マスクを着用できるようにする。

◆屋外におけるマスクの着脱について

- ・マスクなしとする場合であっても、自身の判断でマスクを着用することは構わない。
- ・マスクをしていないときであっても、咳エチケット等の実践は必要。

<屋外であってもマスクを必要とする場合>

○感染リスクが高い場合

▶会話をするとき、人が密集しているとき

○発熱又は風邪の症状があり、通院等の理由によりやむを得ず外出するとき など

■参考：千葉県特設ページ「屋外におけるマスク着脱の実践例について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/okugaimasuku.html>

■参考：浦安市ホームページ「屋外におけるマスクの着用について」

<https://www.city.urayasu.lg.jp/fukushi/yobou/kansen/1028485/1036355.html>

【屋内】

- ・参加者に飛沫抑制の観点からマスク着用の呼びかけ・掲示を行う。

(5) イベント従事者

- ・従事者の体調を確認し、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従事者は参加しないよう周知する。
- ・従事者が感染した場合や濃厚接触者と判断された場合は、該当従事者は保健所の指示に従い行動するよう周知する。
- ・従事者の氏名・緊急連絡先を把握する。
 - ▶イベント関係者に感染が疑われる場合は、保健所等の調査に協力

【屋外・屋内】

- ・従事者は、イベント等の開催中においては、マスク着用を徹底する。

(6) その他

- ・参加者がこまめに手洗いでできるよう配慮する。
- ・トイレや洗面所の備付タオルやハンドドライヤーの使用は控え、手拭き用のハンカチ・タオル持参の呼びかけを行う。
- ・参加者及び従事者が休憩や喫煙を行う場合も、距離を取り対面とならないようにするなど、休憩場所や喫煙場所の利用方法を検討する。

3 イベントの種類に応じて必要な対策例

(1) 受付

- ・受付をする従事者は、マスク着用を徹底する。また直接の対面を避けるために透明ビニールカーテン等での仕切りの設置を検討する。

(2) 飲食について

- ・飲食は、飛沫抑制の観点から黙食を基本とし、食事中以外のマスク着用を徹底する。
- ・飲食を伴う又は飲食の可能性のあるイベントについては、飲食を提供するブースの数を必要最小限に抑える。また、可能な限り、飲食専用エリアを設けるなど、飲食時における感染防止対策を徹底する。なお、食事時間を短縮するなど、マスクを外す時間を短くするための対策が講じられている場合にはこの限りではない。
- ・安全なイベント開催のため、飲酒による大声発生時には、退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前周知する。

(3) 講演会・発表会・舞台・ステージ

- ・屋内の場合、施設内の換気、マスク着用を徹底する。
 - ▶合唱など大きな声を出す場合は特に注意
- ・ステージと観覧スペースの間は、最低2m（出演者が声を発する場合）を確保する。
- ・出演者同士も演出上支障ない範囲で間隔を確保する。
- ・観覧スペースでは、観客の距離を確保する。

(4) 屋台・出店・体験コーナー

- ・大声での呼びこみ等は控える。
- ・お金を取り扱う場合は手渡しを避け、トレイに置いて受け渡す。

【屋外・屋内】

- ・従事者は、イベント等開催中においてはマスク着用を徹底し、密集を避けるよう作業内容を工夫する。

★本ガイドラインを参考に各地区の状況、主催者の事情に沿って、創意工夫により、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底していただきますようお願いします。